

ユニバーサルデザイン推進計画



平成30年10月

須 恵 町

SueTown

目 次

I はじめに

1 ユニバーサルデザインとは	1
2 バリアフリーからユニバーサルデザインへ	2
3 推進計画の策定にあたって	2
4 現状と課題	5

II ユニバーサルデザインの推進

1 基本理念	7
2 推進方針の6つの柱	7
(1) みんなでつくるユニバーサルデザインの推進	8
(2) ユニバーサルデザインに配慮した計画づくり	9
(3) ユニバーサルデザインに配慮した施設づくり	10
(4) ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供	11
(5) ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境づくり	12
(6) ユニバーサルデザインの継続的な推進	13

III ユニバーサルデザインの展開

1 基本的視点と7つの原則	14
2 6つの柱に基づく重点施策	17
3 行政、町民、事業者の役割	20

はじめに

1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、『基本的人権の尊重』を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかこうとする考え方のことです。

この考え方にに基づき、さまざまな人に配慮して、はじめから利用しやすいまち、施設、製品、環境、サービスなどの実現に努めていくことにより、ユニバーサルデザインの取り組みが目に見える形で進んでいきます。

人は、一人ひとりの特性や考え方が異なりますが、ユニバーサルデザインによるまちづくりには、すべての人が互いの特性や違いを認め合い、理解し合うことがなにより重要なのです。その意味で、ユニバーサルデザインは“みんなをつなぐデザイン”と言えるのです。

ユニバーサルデザインの提唱者である、米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授（1941-1998）は、『ユニバーサルデザインの7原則』を次のように提示しています。

原則1：誰にも公平に利用できること（Equitable use）

原則2：使う上で自由度が高いこと（Flexibility in use）

原則3：使い方が簡単ですぐわかること（Simple and intuitive）

原則4：必要な情報がすぐに理解できること（Perceptible information）

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

（Tolerance for error）

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

（Low physical effort）

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

（Size and space for approach and use）

※ユニバーサルデザインセンターの定義から引用しました。

2 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除いていこうとする考え方で、施設の改善をはじめとして、高齢者や障害者などの社会参加に大きな役割を果たしています。

こうした取り組みを背景として、1990年代に入り注目されるようになった比較的新しい概念がユニバーサルデザインです。はじめから幅広い人々を想定して計画・実施していくことにより、障壁（バリア）を限りなく少なくしていこうという考え方です。

このように、バリアフリーもユニバーサルデザインも、高齢者や障害者をはじめ、誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を創っていこうとする点で、めざす方向は同じです。

3 推進計画の策定にあたって

昭和50（1975）年、国連総会は、「障害者の権利宣言」を決議しました。

また、昭和55（1980）年には、障害者の「完全参加と平等」をテーマとして、障害者が社会生活に完全参加し、障害のない人と同等の生活を享受する権利の実現をめざす「国際障害者年行動計画」を採択し、翌年を「国際障害者年」として位置づけました。

このような世界的な動きが大きな原動力となって、ノーマライゼーション^{*1}やバリアフリーの概念が広がり、それに呼応して、わが国でも「ハートビル法」^{*2}の制定をはじめとする諸制度の整備が進められ、平成18年12月には、ユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりを総合的、一体的に推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・充実した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）^{*3}が施行されました。

こうした状況とともに、21世紀に入り、先進国は一様に超高齢社会へと進みつつあります。とりわけ日本は、どの国よりも急速に少子高齢化が進展し、さらには、これまで経験したことのない人口減少社会に突入します。

超高齢社会は長寿社会でもあります。長い高齢期を「余生」としてではなく、第

2・第3の新たな人生として、いつまでも壮年期と同様に生活を楽しみつつ、社会的役割を失わないことが、わが国にとっても、地域社会にとっても、そしてなにより私たち一人ひとりにとっても、たいへん重要です。

須恵町では平成24（2012）年策定の『須恵町地域福祉計画』において高齢者や障がい者等が平等・公平に社会参加できるように公共施設のユニバーサルデザインを推進することとしており、取り組みを進めてきました。

平成28（2016）年3月策定の『第5次須恵町総合計画・後期計画』では、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを推進することとしており、今後継続性をもってユニバーサルデザインの取り組みを推進していきます。

須恵町ユニバーサルデザイン推進計画の計画期間は、平成30年度から平成33年度までの4年間とし、須恵町第5次総合計画の計画期間と同じ期間とします。なお、ユニバーサルデザインに関する施策の実施状況や社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

《用語解説》

★1 ノーマライゼーション（normalization）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のことです。

★2 ハートビル法

平成2（1990）年、アメリカで「障害を持つアメリカ人に関する法律（ADA）」が成立したことを契機として、平成6（1994）年、わが国でも、建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」を制定しました。

★3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）

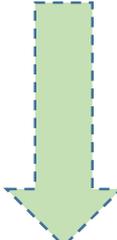
高齢者や障害者を含めた全ての人の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める法律を制定しました。（平成18年制定）

《 須恵町総合計画の基本理念 》
「ともに思い ともに創り ともに生きる」



- 主な関連計画**
- 第5次須恵町総合計画
(平成22年度策定)
 - 須恵町障がい者基本計画
(平成23年3月策定)
 - 第6次須恵町高齢者保健
福祉計画
(平成24年3月策定)
 - 第5次須恵町総合計画
(後期計画)
(平成28年度策定)
 - 須恵町公共施設等総合管
理計画
(平成28年度策定)

- 主な関連法令**
- ◆障害者基本法
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とした法律(昭和45年制定)
 - ◆ハートビル法
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年制定)
(※平成18年新バリアフリー法に再編)
 - ◆交通バリアフリー法
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進に関する法律(平成12年制定)
(※平成18年新バリアフリー法に再編)
 - ◆高齢社会対策基本法
高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律(平成7年制定)
 - ◆ユニバーサルデザイン政策大綱
ユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策
(平成17年策定)



須恵町ユニバーサルデザイン推進計画

4 現状と課題

○ユニバーサルデザインの推進について

《現状》

・少子高齢化の進展や障がい者の社会参加の機会の増加、地域で生活する外国人の増加など、社会の構成が変化してきている中で、核家族化や組合加入率の低下、隣近所に無関心な住民の増加など、相互の交流機会の減少により、高齢者を敬う心や、障がいや高齢などにより生じる特性への理解、思いやりの心などを学ぶ機会が少なくなっているとともに、地域における助け合いなどが失われつつあります。

《課題》

・障がいのある子どもも障がいのない子どもも「ともに思い ともに創り ともに生きる」ことのできる環境を整備するとともに、地域での高齢者や外国人、障がい者などとの交流により、人の多様性を自然なこととして受け入れることや、障がいがある人に対するサポートの仕方を学び、思いやりの心を育成していく必要があります。

○ユニバーサルデザインに配慮した計画、公共施設、交通環境について

《現状》

・自家用自動車の利用増加は、一方で公共交通機関の利用者の減少、運行路線や本数の減少を招いています。町内にコミュニティバスを運行していますが、利用者の円滑な移動が十分に確保できていないなど、自分で自動車を運転することのできない交通弱者などにとっては住みにくいまちになってきています。

・既存の公共施設については段差の改善・解消がされていないことや、案内表示がわかりにくい、プライバシーに配慮されていない、トイレ洋式化されていないことなど、すべての人が利用しやすい状況にはなっていません。

《課題》

・国際化や高齢化の進展などを踏まえて、段差の解消や案内表示の改善など、個々の改善だけでなく、公共施設や道路、交通機関や公園など各種施設間での移動性の確保や連続的・一体的な整備を行い、まち全体としての快適性と安全性を計画的に高めていくことが必要です。

- ・誰もが円滑に安全な場所へ避難できるよう、災害時等の非常時をも想定した整備が求められます。

○ユニバーサルデザインに配慮したサービスや情報の提供について

《現状》

- ・高齢者や障がい者が通信機器などを十分に活用するための環境づくりが不十分であるため、情報機器を使いこなすことができず、サービスや待遇など様々な面で格差（デジタルデバイド）が生じるなど、技術の進歩が高齢者や障がい者の生活の改善に十分に生かされていません。

- ・聴覚障がい者やコミュニケーションの障がいのある人に対して、災害・事故などの場合に必要な情報を迅速・的確に提供する仕組みがなく、これらの人たちの安全が十分に保証されていません。

- ・サービスを利用するための手続きが煩雑、窓口が分散し「たらい回し」にされる場合があり、窓口対応が画一的で住民本位のサービスが十分に徹底されているとは言えません。

《課題》

- ・窓口の改修や手続きの見直しをして、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が利用しやすい行政サービスを提供していくことが必要です。

- ・複数の知覚に訴えた情報提供、複数の手段による情報提供の徹底など、すべての人が、その求める行政情報を迅速かつ的確に入手できるような仕組みづくりを進めていくことが必要です。

- ・災害時でも、緊急を要する情報を迅速・正確に伝達することを可能とするため、複数の通信手段を確保するなど、情報伝達体制を整備することが必要です。

II

ユニバーサルデザインの推進

1 基本理念

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、心豊かに暮らせる社会を実現することは、すべての人に平等に与えられた権利です。

こうした権利を保障していくためには、自分のことだけでなく、他者を認め、周囲の人たちにも配慮できる思いやりの心を、目に見える形で表現していくことが大切です。また、すべての人に課せられた義務であるともいえるのです。人が心のなかで思うこと、考えることは、その人の行動や行為といった形に表されることによって、初めて周囲の人たちに伝わっていきます。逆にいえば、心のなかで思い、考えることがなければ、行動に現れてくることは決してないといえるのです。

その意味で、ユニバーサルデザインの考え方を、まちづくりや施設、製品、環境、サービスなどに取り入れていくための源泉として、“心のユニバーサルデザイン”をすべての人の心のなかに育てていくことが最も重要なのです。

こうした考え方にに基づき、“心のユニバーサルデザイン”を基本理念として、本町の『ユニバーサルデザイン推進計画』は策定されました。

【須恵町のユニバーサルデザイン基本理念】

『すえながく 笑顔輝き 支え合いのまちづくり』

ユニバーサルデザインは、基本的人権の尊重を基盤として、人が人として大切にされる“認め合い思いやる心”を表すかたちです。

誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会をめざして、町・町民、団体、事業者の協働により、すべての人に配慮する、心のユニバーサルデザインをすすめます。

2 推進方針6つの柱

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、次の6つの柱を推進方針として、横断的・計画的に取り組んでいきます。

(1) みんなでつくるユニバーサルデザインの推進

第5次須恵町総合計画（後期計画）では、“町民とともにつくる”を基本的視点のひとつに掲げ、誰もが健康でいきいきと安心して安全に暮らせるまちづくりを行うため、協働のまちづくりを推進します。

この考え方に基づき、町・町民、団体、事業者が、それぞれの役割と責任に応じてユニバーサルデザインの普及・啓発活動を推進します。

誰もがいつかは高齢者になります。加齢に伴い、さまざまな障害をもつ可能性も否定できません。その意味で、ユニバーサルデザインの推進は他人事ではありません。

“すべての人のためには自分のために”という思いをもって、周囲のさまざまな人々の声を聴き、思いを感じることから、ユニバーサルデザインはスタートします。

気づいていますか？ 日常生活のこんな場面

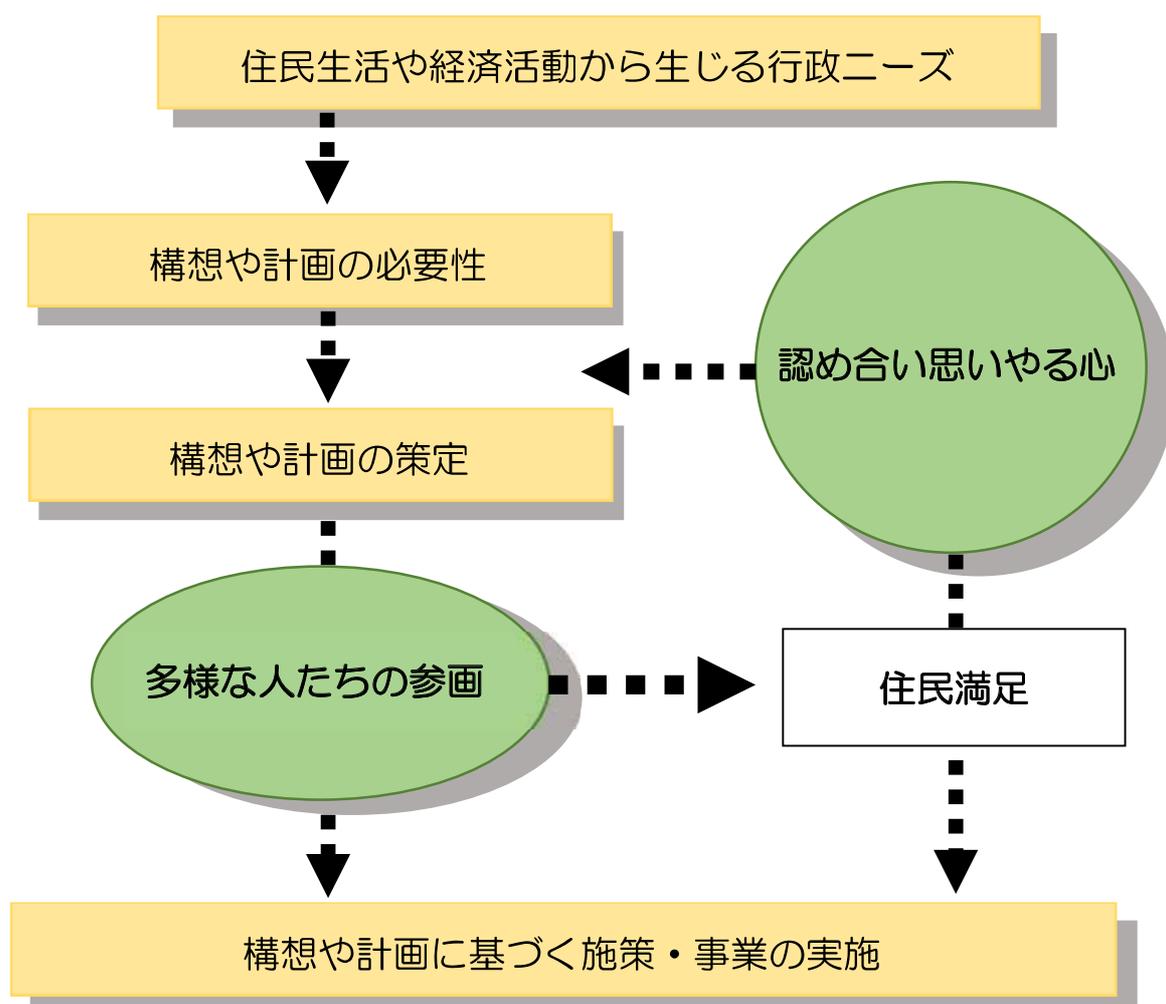
- ◎ 階段の上り下りに苦労されている高齢者
- ◎ ちょっとした段差を越えにくい車椅子利用者
- ◎ 点字ブロック上に置かれた障害物に妨げられる視覚障害者
- ◎ 電車の遅れなど緊急放送が伝わらず駅でとまどう聴覚障害者
- ◎ 電車やバスの優先席に座れずにいる高齢者や妊産婦
- ◎ 人込みの中は危険がいっぱい、視点の高さがちがう子どもたち

(2) ユニバーサルデザインに配慮した計画づくり

誰もが暮らしやすいまちづくりは、互いに“認め合い思いやる心”をもって構想や計画を練るところからスタートします。こうして出来上がったまちや施設、製品、環境、サービスなどは、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人に受け入れられるものになるでしょう。

結果（成果）を求めるためには、物事の始まりから完結するまでの過程で、できるだけ多くの人々の声を聴き、その思いを構想や計画に反映させていこうとする姿勢が不可欠です。多様な人たちの参画を得て、ともに努力していくことによって、結果は自ずとついてくるのです。

こうした考え方にに基づき、町の計画策定にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現をめざします。

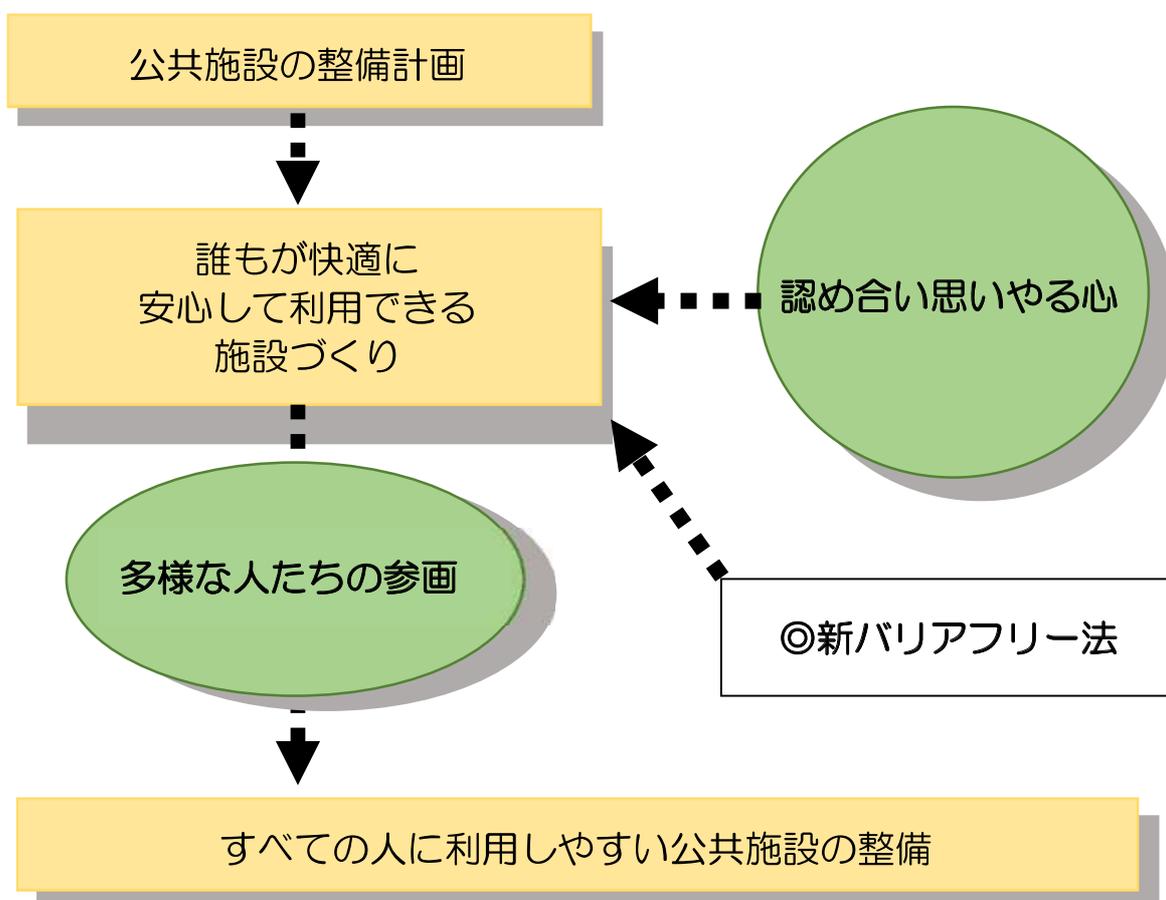


(3) ユニバーサルデザインに配慮した施設づくり

新たな公共施設の整備にあたっては、さまざまな利用者の参画を得て検討し、完成後の改修などをできる限り少なくすることが、無駄な支出をなくすことや資源の有効利用につながります。多様な人たちの声を反映させた施設には、多くの賛同が得られることにもなります。

このためには、施設的设计段階から、すべての人に利用しやすく、末永く愛着をもっていただける施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを進めることが重要です。思いやりの心を込めて、より多くの人々が関わった施設であればこそ、誰もが快適に安心して利用できる施設となるのです。

こうした考え方にに基づき、公共施設の整備にあたっては、限りある資源の有効利用と、できる限り多様な人たちの声を反映させた“すべての人に利用しやすい施設づくり”を進めます。また、既存の公共施設を改修する際には、バリア（障壁）の解消を図ります。



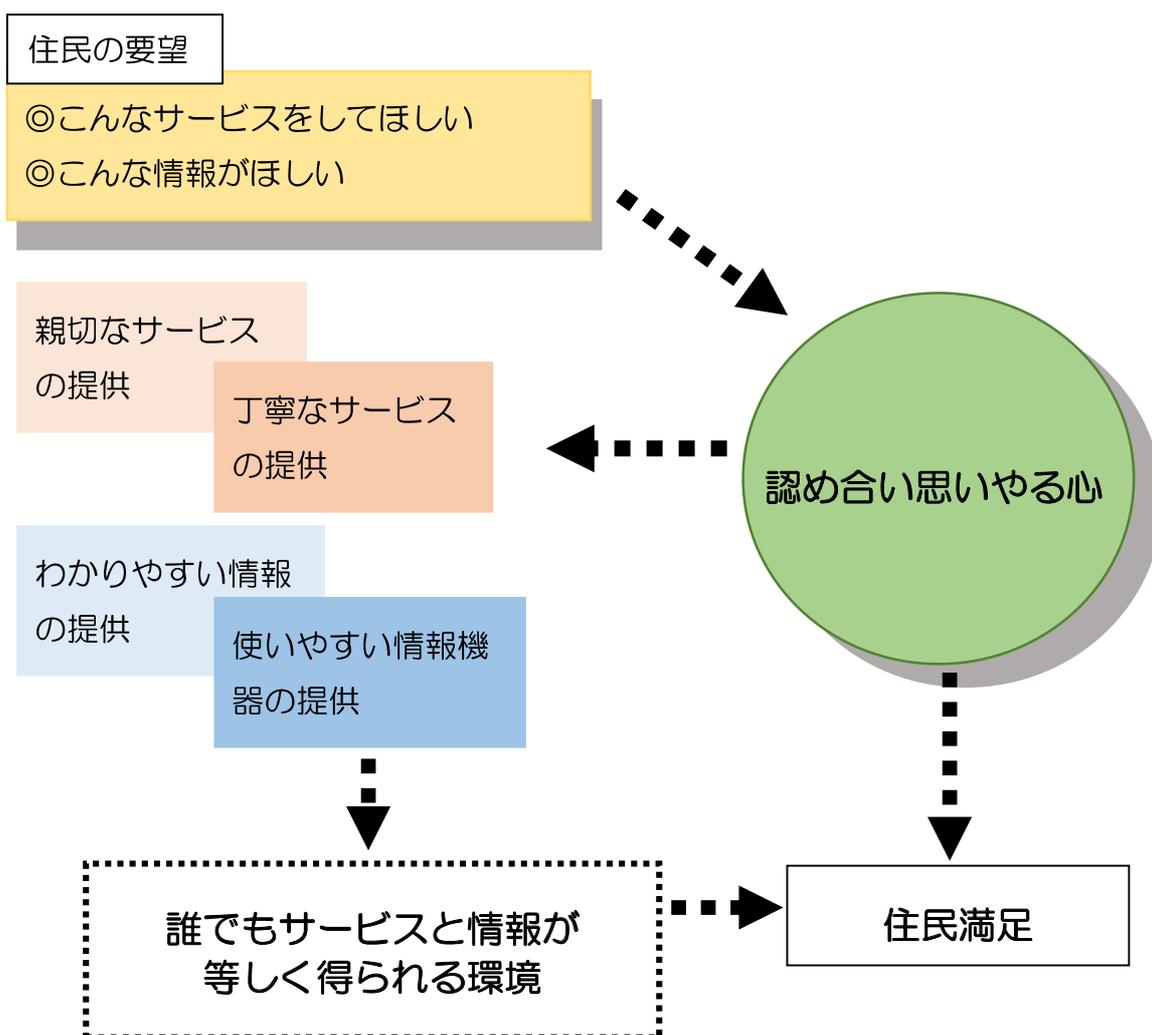
(4) ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供

21世紀の社会は、ともすれば薄れてゆく人と人との結びつきを強くすることが重要になります。周囲の人に対する深い思いやり、相手の立場の尊重、さまざまな状況の人々が互いを理解しあうことが大切です。

今、あらためて問われていることは、人々の心と心をつなげるコミュニケーションのあり方です。コミュニケーションの強さ・弱さは、そのまま、人間関係の広がりやより良い地域社会づくりにつながっていきます。

“すべての人が理解し合える社会”が理想ですが、そうした社会に少しでも近づくために、誰もが平等にサービスや情報が得られる環境づくりが重要です。

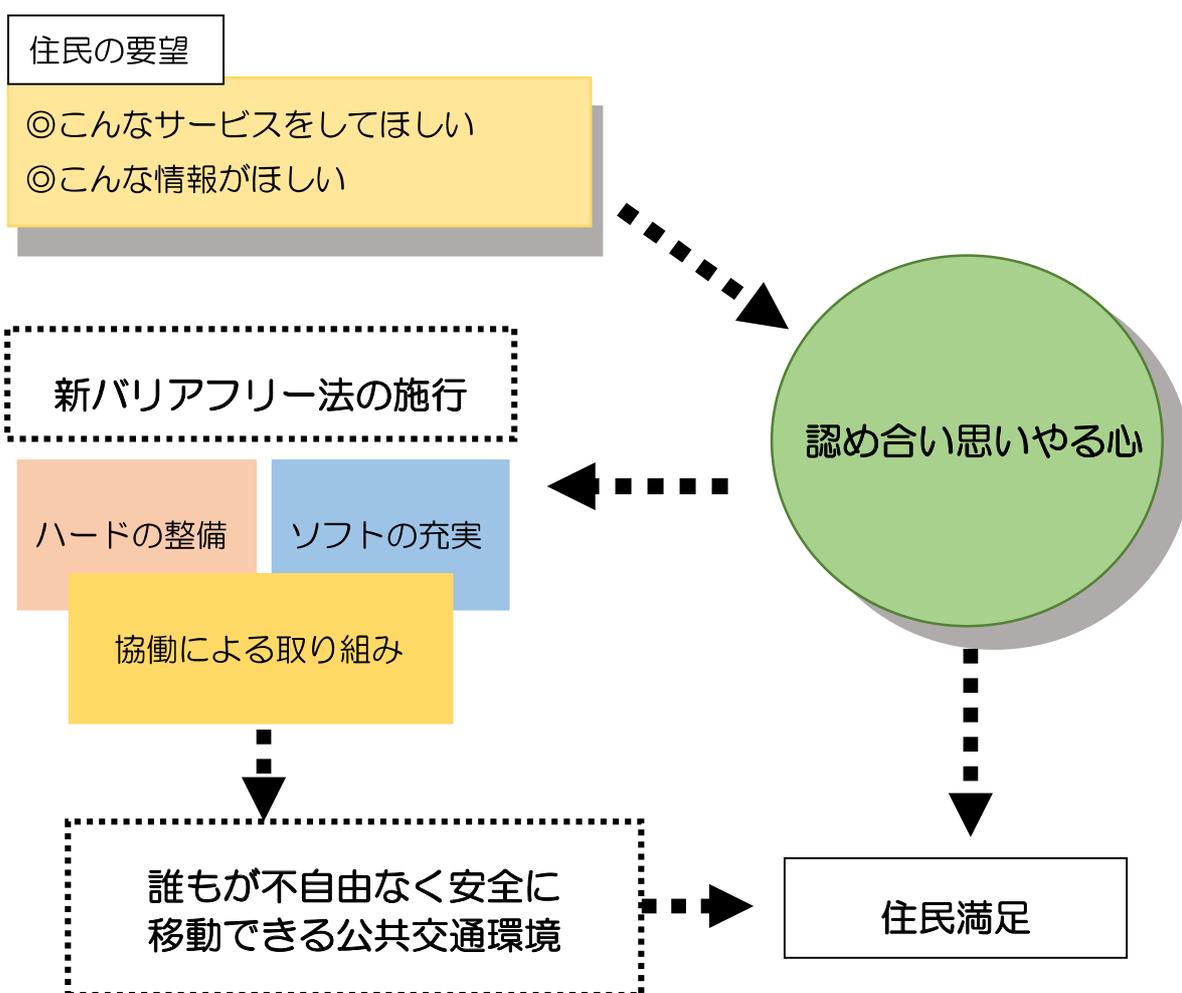
こうした考え方にに基づき、日常生活を通じて、より良いコミュニケーションが図られるよう、すべての人に配慮したサービスや情報の提供に努めます。



(5) ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境づくり

誰もが不自由なく安全に移動できる環境づくりに向けて、公共交通が果たす役割はたいへん重要です。鉄道やバスなどの公共交通機関の乗り継ぎを含めた移動全体を円滑化し、利便性の高い公共交通環境を作るには、行政のみならず、地域住民や交通事業者の協力を求めながら、“みんなでつくる”という一体感に支えられた計画的な取り組みを進めていく必要があります。

こうした考え方に立って、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（新バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、公共交通環境や施設整備等のユニバーサルデザインを促進します。



(6) ユニバーサルデザインの継続的な推進

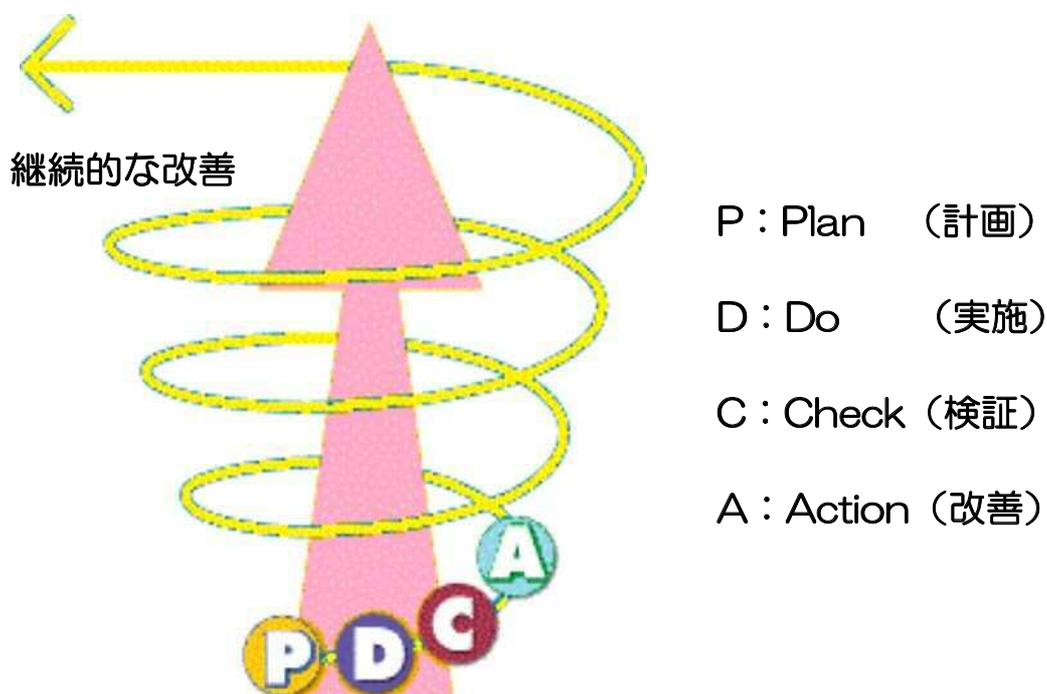
計画 (Plan) を立て、実施 (Do) した結果を検証 (Check) し、改善 (Action) していくという PDCA サイクルの手法により継続的に改善を行っていく (スパイラルアップ) とともに、次の施策や事業へ反映させていきます。

また、その過程で得ることのできたノウハウなどを蓄積し、既存の施設や事業の改善と、他の分野への活用を図ります。

(※ スパイラルアップ：PDCA サイクルを次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように継続的な業務改善をしていくことを言います。)

「中心にいるのは常に利用者（ユーザー）である。」との姿勢で、施策や事業を実施する各過程において利用者の声に耳を傾けます。

人の特性がさまざまであるように、利用者の意見も様々です。多様な意見に耳を傾け、誰もが納得することができるように、十分なコミュニケーションを行って行くことが重要です。



スパイラルアップのイメージ

Ⅲ

ユニバーサルデザインの展開

1 基本的視点と7つの原則

町民生活や社会経済活動のさまざまな場面で、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを進めていくうえで、共通に心にとめておかなければならない基本的視点と7つの原則を、次のとおり整理します。

町・町民、団体、事業者は、それぞれの役割と責任の範囲において、この視点と原則をふまえた実践行動に、主体的・積極的に取り組むこととします。

基本的視点

視点1：すべての人が理解

ユニバーサルデザインは、すべての人が「ふつう」に日常生活や社会経済活動が営める環境づくりをめざしています。

“すべての人のためには自分のために”を発想の原点として、周囲の関係する人々に理解され、協力し合えるプロセス（過程）を形成していきましょう。

そのためには、実践行動の最初の段階から、わかりやすく丁寧な対応に努め、コミュニケーションを重視した取り組みが求められます。

視点2：すべての人に簡単

施設や製品といった形あるものだけでなく、情報やサービスなどの無形のものも含めて、できるだけすべての人に入手しやすい、わかりやすい、利用しやすい機能や性質を追求していくことが求められます。

「〇〇しやすい」ということは、より多くの人に理解され、愛用されることになり、実践行動が広がっていく原動力ともなるのです。

視点3：すべての人に快適

人々の価値観が「量から質へ」と転換してきている今日、ものやサービスに対する付加価値として、簡単で便利であることとともに、快適さや使い勝手のよさが求められています。

誰もが心理的な抵抗や身体的負担を感じることなく、自然体で利用できるようになることで、実践行動の量とともに質も高まっていきます。

視点4：すべての人に安全

人は加齢とともになんらかの身体的障害が生じ、思わぬ事故に見舞われる可能性が高くなります。また、時として間違った判断や動作によって、危険な場面に遭遇することは、誰にも起こり得ることです。

こうした事態をなるべく未然に防ぐことができれば、安全で安心な日常生活を送ることができます。「安全」は健やかな暮らしを保障する、大事な要素のひとつです。

視点5：すべての人に柔軟

人はそれぞれ、皆、異なります。体型や能力も違えば、性格や好みも違います。このごく当たり前のことを前提に世の中の事象を考えれば、一人ひとりの個性に合わせて対応できる製品やサービスは限られています。

したがって、できるだけ一人ひとりに合わせながらも、なるべく多くの人々に柔軟に対応できる、汎用性のある解決策を考えていくことが重要です。

ユニバーサルデザインの7原則

本町では、ロナルド・メイス教授の提唱した『7つの原則』を、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを実践するときの判断基準として、推進していきます。

原則1：誰にも公平に利用できること

誰にでも利用できるよう作られており、かつ、容易に入手できること。

原則2：使う上で自由度が高いこと

使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

原則3：使い方が簡単ですぐにわかること

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力と関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

ついうっかりして、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

※ユニバーサルデザインセンターの定義から引用しました。

2 6つの柱に基づく重点施策

本町では、総合計画（後期計画）に基づき、推進方針の6つの柱に沿って、平成33年度の目標年次に向け、次の施策に重点的に取り組んでいます。

ユニバーサルデザインの推進のためには、継続性をもって取り組んでいくことが大切であり、そのことによって、誰にとってもよりやさしい社会が達成することができます。したがって、平成33年度以降についても、引き続き、6つの柱にそって、重点施策を推進していく必要があります。

推進方針1：みんなで作るユニバーサルデザインの推進

◎重点施策：ユニバーサルデザイン推進の風土づくり

ユニバーサルデザインは、町民の皆さん一人ひとりが主役です。誰もが、いつでも、ユニバーサルデザインの視点で物事を考えられるような風土づくりに努め、みんなで作るユニバーサルデザインを推進します。

《ユニバーサルデザインの啓発》

ユニバーサルデザインの考え方や先進的な事例などを広報やホームページで紹介し、みんなで作るユニバーサルデザインの輪を広げていきます。

また、子どもから高齢者までの幅広い参加を得て、自分たちの地域を、ユニバーサルデザインの視点で点検します。

《人権教育の推進》

町（職員）、町民・団体・事業者に呼びかけ、啓発資料や学習機会を提供し、生涯を通じた人権教育を推進することにより、町民一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。

《みんなで作る地域づくりの取り組み》

“みんなで作る”という理念に基づき、地域コミュニティ活動の推進や、外国籍市民との共生など、ユニバーサルデザインの推進につながる取り組みをすすめます。

推進方針2：ユニバーサルデザインに配慮した計画づくり

◎重点施策：行政計画へのユニバーサルデザインの配慮

行政の率先行動のひとつとして、市民の日常生活や社会活動に直結する行政計画を策定する際には、ユニバーサルデザインの考え方や視点に配慮し、計画策定の早期の段階から、市民参加による計画づくりに努めます。

推進方針3：ユニバーサルデザインに配慮した施設づくり

◎重点施策：施設計画へのユニバーサルデザインの配慮

公共施設の新設または改築の設計・施工にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを進めます。また、新たな施設計画においては、できるだけ早い段階から多様な人々の意見・要望を聴く機会を設け、可能な限り、その声を反映させるよう努めます。

また、民間事業者に対しても、ユニバーサルデザインの理念や基本的視点に基づき取り組みを積極的に指導していきます。

《行政としての取り組み》

行政の立場から公共事業はもとより、民間の開発事業等においてもユニバーサルデザインに配慮した取り組みに努めます。

《公共施設の改善》

既存の町有施設について、誰もが利用しやすい施設となるよう点検し、順次、整備改善に努めます。

○役場庁舎

《現状》 庁舎の窓口がローカウンターとなっていない、プライバシーの確保ができていない、わかりにくい案内表示、高齢者等に配慮していないフロア環境、動線が確保できない執務スペース、トイレ洋式化未整備、授乳室未設置など。

《対策内容》庁舎1階窓口のローカウンター化、フロアー改修、執務フロアーの改修、段差の解消、トイレの洋式化、授乳室の整備、わかりやすい案内表示など（H30・31年度実施 対策費用50,000千円）

庁舎2階・3階窓口のローカウンター化、トイレの洋式化、わかりやすい案内表示など（H30・31年度実施 対策費用50,000千円）

○文化会館（アザレアホール須恵）

《現状》トイレが洋式化未整備

《対策内容》トイレの洋式化（H31年度実施 対策費用20,000千円）

○町立中学校（須恵中・須恵東中）

《現状》トイレが洋式化未整備

《対策内容》トイレの洋式化（H31年度実施 対策費用40,000千円）

○町立小学校（第一、第二、第三）

《現状》トイレが洋式化未整備

《対策内容》トイレの洋式化（H32年度実施 対策費用60,000千円）

推進方針4：ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供

◎重点施策：ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスと町政情報の提供

町の率先行動として、役場の窓口サービスにユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが利用しやすい、親切で丁寧な接遇対応に取り組みます。

また、さまざまな町政情報について、町民要望に即してわかりやすい提供に努めていきます。

《さわやかな町役場づくりの推進》

行政の立場から公共事業はもとより、民間の開発事業等においてもユニバーサルデザインに配慮した取り組みに努めます。

《誰にもわかりやすい町刊行物・ホームページ》

町政情報の積極的な提供と、町民と情報の共有化を図るための重要な手段である町刊行物やホームページ（HP）について、利用者の要望をふまえ、継続的な改善に努めていきます。

《緊急性の高い情報の発信・受信》

災害・防犯情報や緊急通報など、緊急性の高い情報について、誰にでもわかりやすい情報発信・受信に努めます。

推進方針5：ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境づくり

《道路環境の整備》

町民の利便性を向上させるとともに安全に安心して通行できるように、幹線道路等の歩道のバリアフリー化を関係部署と協議を進めていきます。

推進方針6：ユニバーサルデザインの継続的な推進

《継続的な改善》

計画（Plan）を立て、実施（Do）した結果を検証（Check）し、改善（Action）していくというPDCAサイクルの手法により継続的に改善を行っていく（スパイラルアップ）とともに、施策や事業へ反映させていきます。

3 行政、町民、事業者の役割

（1）町の役割

町では、基本方針の5つの柱に基づき、平成33（2021）年度の目標年次に向けて取り組む重点施策を中心に、全庁的な推進体制を構築し、率先してユ

ユニバーサルデザインに配慮した行政活動に取り組みます。町民、事業者と協力し合いながら、須恵町におけるユニバーサルデザイン推進の中心的役割を果たしていきます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方を普及するため、町民、事業者の主体的な活動を積極的に支援します。

(2) 国や県に期待する役割

国や県については、ユニバーサルデザインに関する制度づくりや仕組みづくり、先導的事業の実施など、幅広い視点から施策の推進に取り組むことを求めます。

特に、まちづくりや施設整備、公共交通に対する充実措置や製品開発に対する支援など、行政や事業者が行うユニバーサルデザインの取り組みを幅広く支援することを期待します。

(3) 町民に期待する役割

ひとりでも多くの町民の皆さんが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、日常生活を通じて、“認め合い思いやる心”を形にして実行することを求めます。

また、ユニバーサルデザインの進展に重要な役割を担うNPO活動やボランティア活動などに、子どもから高齢者までの多くの町民が参加され、協力されることを期待します。

(4) 事業者期待する役割

事業者の皆さんには、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた企業経営、店舗づくり、製品づくりに取り組むことを求めます。

また、まちづくりの一員として積極的に地域や行政と協働して、ユニバーサルデザインの普及に協力していただく行動を期待します。

須恵町ユニバーサルデザイン推進計画

須恵町総務課庶務係

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地

Tel.092-932-1151 ファックス 092-933-6579

Eメール shomu@town.sue.lg.jp